

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成29年3月13日
(平成29年2月受付分)



平成29年2月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計7件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆なぜ電話番号が分かったの？無料アプリで50万円の請求！

事例：

スマホで無料動画アプリを見つけ、インストールして動画を見た。すぐにアプリはアンインストールしたが、後日、「アプリをインストールしただろう。50万円支払え」とスマホに電話がかかってきた。

「無料だからインストールした。払えない」と言うと、いくらなら払えるかをしつこく聞かれ、「7万円」と答えた。なぜ電話番号がわかったのか。どうしたらよいだろうか。(大学生 男性)



✔アドバイス

- スマホで無料動画アプリをインストールしたら料金を請求する電話があった、という相談が依然として寄せられています。
- アプリの中には、スマホに登録された個人情報等を抜き取るものがあるため、事例のように直接電話がかかってきてお金を請求されるケースもあります。
- スマホでアプリをインストールする際は、そのアプリがスマホのどの情報にアクセスするかを示す「アクセス許可」画面をよく確認することが大切です。
- 不必要と思われる情報にアクセス許可を求めてくる場合は、許可をしないでアプリを削除しましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第69号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
15	親のクレジットカードを使ってオンラインゲームをしていたら高額な請求が来てしまった。どうしたらいいか。
18	知らない番号から電話があり、この番号をネットで調べたら架空請求業者であるとの書き込みを見つけ、心配になった。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)